

## 平成 24 年度上半期の取組みについて（報告）

平成 24 年 11 月 29 日

流通改善懇談会

委員 松谷 高顕

村井 泰介

長谷川卓郎

（はじめに）

- 4 月から施行の改正薬価基準が 3 月初旬に告示されました。これを受けて、メーカーから新しい仕切価が提示され、医薬品卸と医療機関・薬局との価格交渉がスタートしました。平成 19 年に流通改善懇談会の緊急提言が公表されて以来、平成 20 年、22 年に続く 3 回目の薬価改定です。薬価改定を契機に市場価格がリセットされます。私ども医薬品卸としては、「流通改善」というよりは「流通改革」の第 3 ラウンドと位置づけ、緊急提言の実現を目指して取組みをスタートいたしました。

3 月 23 日に開かれた流通改善懇談会の場で、医薬品卸として、①契約条件の事前明示と期間を定めた覚書の締結、②単品単価取引のためのカテゴリー別交渉など日本保険薬局協会（以下「NPhA」）との協議結果を報告したところ、その内容について流通改善懇談会メンバーの賛成をいただきました。

このことを受け、日本医薬品卸業連合会（以下「卸連」）は、3 月 27 日に別添の会長声明を公表し、新年度に入ってからには正副会長を中心に主要な医療機関の団体本部（別記）を訪問してご説明をいたしましたところ、提案の具体性についてご評価いただき、基本的なご理解を得たと思っています。

- また、私どもは、「流通改革」を効果的に推進するためには関係者による頻繁な検討の必要性をかねてから主張していたところですが、前回の会合で川下取引、川上取引及びバーコードの問題それぞれについて、ワーキングチームの設置が決定し、具体的な議論がスタートしました。医薬品卸としましては、いずれの問題につきましても積極的な姿勢で取り組みました。

（川下取引）

- 川下取引の二つのテーマ、①契約条件の事前明示と有効期限をつけた覚書の 6 月以内の締結と②カテゴリー別交渉を踏まえた単品単価取引の推進につきましては、卸連と NPhA が行った協議結果ですので、NPhA 傘下の保険薬局との取引において実現することが重要です。

このため、価格交渉の熟度が進展した 9 月以降、全国 7 ヶ所で卸連と NPhA との地区意見交換会を開催し、問題点等について率直な意見を交換し、事態の進展を期したところではあります。

流通改革は、公的医療保険制度の根幹である薬価制度の適正運営を図るためであり、この点を双方が十分理解しなければなりません。卸連としましては、「長期末妥結の解消と価値に見合った市場価格の形成は薬価制度の適正運営のために必須なことであり、公的医療保険制度の下で事業を行う企業として

の社会的責任である。」という認識の下に会員卸の理解の深化に努めたところ  
 です。決して卸の収益確保を主目的として流通改革に取り組んでいるもの  
 ではないということを保険薬局にもご理解いただけるようお伝えしたところ  
 です。

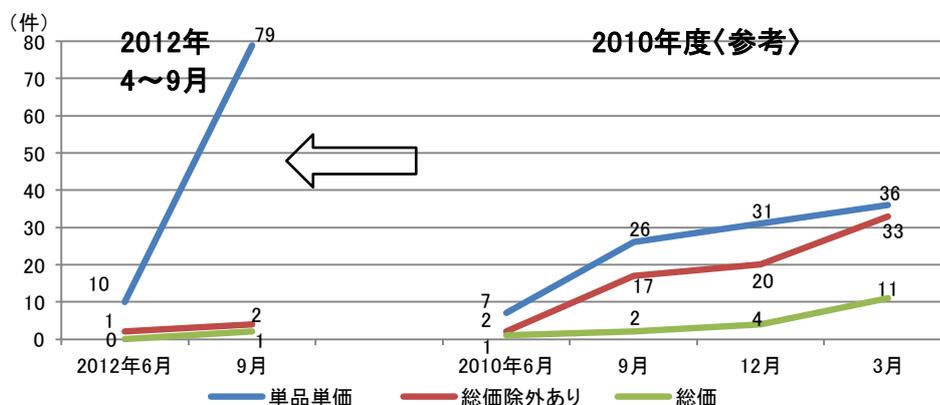
価格交渉の妥結状況等は、本日の資料にあるとおりです。

医薬品卸としましては、満足のいく水準に達しているとは思いませんが、価  
 格交渉の実務担当者にとって新しい提案の取組みであり、従来の価格交渉の  
 状況を考慮すれば、意識改革を伴った改善が進展しているものと考えます。  
 即ち、ワーキングチームの下で行った覚書締結状況についての卸連と NPhA  
 のモニタリング結果を基に、卸連が会員卸に独自に調査を行った結果、妥結  
 した取引は、以下のグラフのとおり、殆ど単品単価取引によるものであり、  
 かつ、モニタリング結果では6月以内の有効期間を明示した覚書を締結して  
 いるものが大勢を占めています。

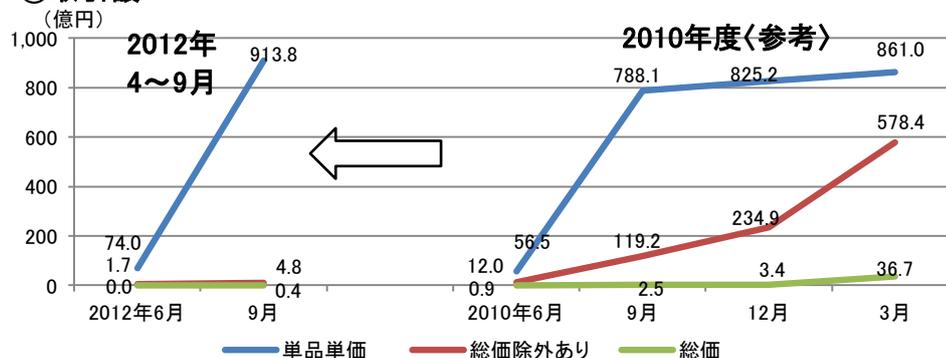
しかし、今後とも、更に一層の双方の努力が必要であることに間違いありま  
 せん。

モニタリング結果において、2012年9月段階で妥結  
 した82取引（NPhA傘下薬局14社と卸連傘下卸  
 39社の取引）における取引形態について

### ①取引件数



### ②取引額



(川上取引)

- 川上取引についての卸連と日本製薬工業協会（以下「製薬協」）によるワーキングチームでは、川下取引で適切な市場価格が形成されるためには市場価値に見合った仕切価水準であることが必要と考えており、仕切価に卸の意見が適切に反映されることを望むとともに市況の変化に応じて仕切価を見直すようお願いしたところです。

卸は、川中であって、メーカーの販売代行という側面とともに、ユーザーの購買代行という側面を持っています。メーカーとユーザーの両方のご納得をいただいて初めて円滑な医薬品流通が実現するという原点を忘れてはならないと考えます。

適正な仕切価水準は適正な市場価格実現のための基本であると思います。

(バーコード)

- 医薬品のトレーサビリティを確保することは、不適合品等の迅速な回収を図る上での必要条件です。安心・安全な医薬品流通実現の基本的事項です。そのためには、製品名、有効期限とロット番号を製品にバーコード表示することが求められます。

流通改善懇談会の前回の会合でバーコード表示の推進について合意が図られましたが、その後、卸連と製薬協の合同プロジェクトチームの報告書が5月にまとまり、これを踏まえ、6月29日付で厚生労働省医政局経済課長及び医薬食品局安全対策課長の連名通知「「医療用医薬品のバーコード表示の実施要項」の一部改正について」を发出していただき、可能なメーカーから順次表示を実施することになりました。

卸といたしましても、業務のIT化を進めるなど有効活用するための設備投資を積極的に進める必要があると考えます。

卸連としましては、上記厚生労働省二課長連名通知により JAN コードの併記が廃止され、バーコードの表記方法が変更される3年後までには品目ベースで50%以上の表示率になるよう、ワーキングチームの議論の場で希望をメーカーにお伝えしたところです。

別記 (訪問順)

独立行政法人 労働者健康福祉機構  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
社会福祉法人 恩賜財団済生会  
一般社団法人 私立医科大学協会  
国家公務員共済組合連合会  
全国厚生農業協同組合連合会  
日本赤十字社

別 添

## 流通改革の推進について（声明）

平成 24年 3月 27日  
（社）日本医薬品卸業連合会  
会長 別所 芳樹

当連合会は、厚生労働省医政局長の私的懇談会「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（以下「流通改善懇談会」）が平成 19年 9月 28日付で取りまとめた「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」の実現（以下「流通改革」）を図るため、出来る限りの努力を傾注してきたが、去る 3月 23日の流通改善懇談会において、当連合会の代表委員が「流通改善懇談会緊急提言の取組みについて」として最近の取組みの内容を報告した。

一方、去る 3月 5日に薬価基準の改正告示が公布され、来る 4月 1日から施行されることに伴い、卸とユーザーとの間の全面的な価格交渉がスタートする。

当連合会は、流通改革の一層の進展を図るため、これまでの関係団体等との協議、意見交換等を踏まえ、かつ、3月 23日の流通改善懇談会の議論に即し、下記事項に力点を置いた取組みを推進することとする。

### 記

- 1 日本保険薬局協会との協議結果を尊重し、同協会傘下薬局との間において、以下の点を遵守するよう努める。 なお、他のユーザーに対しても同様の取組方針の下に価格交渉を行うことについて理解を求める。
  - ① 契約条件の事前明示と覚書締結による確認
    - ・ 経済合理性に立った取引を推進するため、取引の対象となる製品の受渡しが行われる前に、契約条件を明示した覚書を締結する。
    - ・ 覚書の有効期間は、6月以内の期間とし、有効期間を更新する際に、必要に応じ、市場の変化等を踏まえて契約条件を見直す。
    - ・ 取引価格の交渉に時間を要する場合は、仮価格についての覚書を締結し、取引価格の決定後に速やかに精算を行い、本来の覚書を締結する。この本来の覚書の締結をもって、価格交渉の妥結とする。
    - ・ なお、覚書の有効期間経過後に、当該期間の価格を修正することは、薬価調査の正確性・信頼性を損なうとともに契約条件の事前明示の趣旨にそぐわないものであることに留意する。
    - ・ 以上の事項を遵守することによって、未妥結・仮納入の解消を目指す。

## ② 単品単価取引の励行

- ・薬価基準制度の銘柄別収載の趣旨に即し、また、新薬加算制度の導入等により医薬品の価値に見合った価格形成の重要性が高まっている状況を踏まえ、医薬品流通当事者の責務として、単品単価取引を励行する。
- ・取引銘柄数が著しく多数に上り、単品単価取引の実行に難渋する場合は、医薬品の商品特性、流通特性に着目したカテゴリーを設定し、カテゴリーについての取引当事者相互の相場観をすり合わせた後に単品毎に単価を設定する等の方策の採用を考慮する。

## 2 価値に見合った市場実勢価格の形成に資するため、価値に見合った仕切価等の設定を目指す。

- ・医薬品の価値に着目したカテゴリーを設定し、カテゴリー毎の仕切価交渉を行うこと等により合理的な仕切価が実現するようメーカーとの議論を深める。
- ・仕切価については、薬価基準改定時だけではなく、競合する新薬の上市や後発品の薬価収載などにより市場環境が変化した場合は、適宜見直すことが必要である。価値に見合った仕切価となるようメーカーの理解を求める。
- ・仕切価修正機能を持つ割戻しの在り方について、メーカーとの協議を行う。

## 3 医療安全の推進等を図る見地から、商品コード・有効期限・製造番号のバーコード表示が行われるよう体制整備の推進に努める。

- ・製造から患者までの医薬品のトレーサビリティを確保するためには、順次バーコード表示の体制整備を進めることが重要であることから、医薬品の販売単位及び元梱包単位にバーコード表示が製造段階で行われるよう国及びメーカーの積極的な取組みを求めるとともに卸としての体制の整備を図る。

## 4 流通改革の進展を図るため、3月23日の流通改善懇談会の合意に基づいて設置される「ワーキングチーム」の運営に積極的に協力する。

- ・日本保険薬局協会に所属していないチェーン薬局や大規模病院等であって、総価取引や長期にわたる未妥結・仮納入が通例となっているユーザーとの間の価格交渉の在り方について協議する場としての「ワーキングチーム」の設置を望む。
- ・上記2や3などの問題についても、「ワーキングチーム」の活用により改善が進展することを期待する。
- ・このため、「ワーキングチーム」の設置・運営について当連合会に求められる必要な役割を的確に果たすこととする。